

# 飯塚市特定不妊治療費助成事業

飯塚市では、平成28年度より不妊治療に経済的負担の軽減を図るために医療保険が適用されない「体外受精」「顕微授精」に要した費用の一部を助成しています。

令和3年度から令和4年度にまたぐ治療について1回助成を行います！

令和4年度から不妊治療が保険適用されることに伴い、飯塚市特定不妊治療費助成事業は、下記のとおりとなります。

- ① 特定不妊治療の治療開始日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日～令和5年3月31日までに治療を終了した者に対して1夫婦あたり1回まで助成を行う。
- ② 令和4年3月31日までに終了した特定不妊治療については、引き続き助成を行う。

## 助成の条件

夫婦双方又は夫婦のいずれか一方が特定不妊治療を開始した日から引き続き市内に住民票を有する者であって、次の要件すべてに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ① 戸籍法の規定による届出を行った夫婦であること。
  - ② 住民基本台帳法に規定する外国人住民については、住民票の世帯主との続柄により婚姻関係が確認できる夫婦であること。
  - ③ 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成決定を受けた事実婚の夫婦であること。
- (2) 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成の決定を受けていること。
- (3) 世帯全員に市税（市民税、軽自動車税及び固定資産税をいう。）及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (4) 他市町村から助成を受けていないこと。

## 助成対象治療

助成の対象となる特定不妊治療は、次の要件すべてに該当するものとする。

- (1) 令和4年3月31日までに終了した治療、もしくは、令和4年3月31日以前に開始し、令和4年4月1日～令和5年3月31日までに終了した治療であること。
- (2) 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成決定を受けた1回目から3回目までの治療であること。

## 助成の金額

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業による1回目から3回目までの助成金交付決定額を控除した額について、上限10万円を助成します。

詳しい助成内容やお問合せにつきましては、下記の連絡先へご連絡ください。  
今年度より担当部署が下記のとおり変更になりましたのでご注意ください。

●申請・お問合せ 子育て支援課 母子保健係「飯塚市役所 本庁1階」(☎0948・43・3305)